

掲載内容

第1章 建物及び設備所有者・占有者・管理者の責任

- ◆ 所有者の責任
- ◆ 占有者・管理者の責任

第1 共同住宅における居室・テナント部分からの漏水

ケース1 上階浴室からの漏水

ケース2 所有者が設置したヘアーキャッチの目詰まりによる漏水

ケース3 リフォーム工事の請負業者が生じさせた漏水

ケース4 水回り施設についてテナントが十分な点検を行わなかったことなどから被害が拡大、深刻化した漏水

ケース5 隣上居住者による給水管の点検・修理のための立て入り拒絶

ケース6 地震によって漏水が生じた場合の損害保険の適用

第2 共同住宅における配管からの漏水

ケース7 排水管の汚水逆流による漏水

ケース8 専有部分範囲外の排水管の枝管からの漏水

ケース9 琉球ある排水管を使用していた賃借人の第三者に対する責任

第3 共同住宅における雨水による漏水

ケース10 室外機の冷媒管の隙間に漏った雨水による漏水

ケース11 賃借人がベランダ部分の管理清掃を怠り、排水溝に泥やごみが溜まって塞がれしたことによる漏水

ケース12 賃借人設置物を原因として生じた漏水

第4 埋設管からの漏水

ケース13隣接地に埋設された排水管の破損による漏水

ケース14 公道下の私人が所有する給水管破裂による漏水

第2章 請負人・設計者・監理者の責任

- ◆ 請負人の責任
- ◆ 設計者・監理者の責任

第1 新築建物・改修建物その他の設備から生じた漏水

ケース15 F R P 防水の不備等に起因する屋内への温湿による漏水

ケース16 外壁下端の水切り処理の不良による漏水

ケース17 分離発注を請けた請負人の品確法上の責任

ケース18 地下水の浸入と品確法上の責任等

ケース19 雨漏り補修工事の費用負担

ケース20 注文者の指示による工事と漏水

ケース21 屋根の水勾配及び防水仕様の瑕疵

ケース22 新築建物の設計に関する責任

ケース23 設計者・監理者の不法行為責任

第4章 貸貸人・賃借人の契約上の責任

- ◆ 貸貸人・賃借人の契約上の義務
- ◆ 貸貸借契約の解除

ケース34 修繕の要否が不明な場合の漏水

ケース35 配管漏水部分が賃貸人の所有に属しない場合の賃借人に対する責任

ケース36 賃借人自らの修繕行為の不備による漏水

ケース37 修繕義務の不履行による解除

ケース38 賃借人が漏水調査・修繕に協力しない場合における賃貸人による解除

ケース39 複数の原因が競合した場合の漏水

第5章 損害賠償の範囲

第1 建物及び建物内の物品に生じた損害

ケース40 原状回復費用・家財道具買替費用等その1

ケース41 原状回復費用・家財道具買替費用等その2

ケース42 上階からの漏水による物件評価額の低下

ケース43 漏水と居室内のカビとの因果関係

ケース44 漏水によって修理不能となつたサーバ・周辺機器の損害

ケース45 漏水によって貴重なフィルムが毀損した場合の損害

第2 その他の損害

ケース46 地下給水装置からの漏水と近隣家屋の地盤沈下・傾斜との間の因果関係

ケース47 漏水によってホテル生活を余儀なくされたことによる損害

ケース48 漏水が原因で病気になつたことによる損害

ケース49 漏水による慰謝料

ケース50 水漏れ調査のための立入りによる慰謝料

ケース51 漏水分の上下水道料金

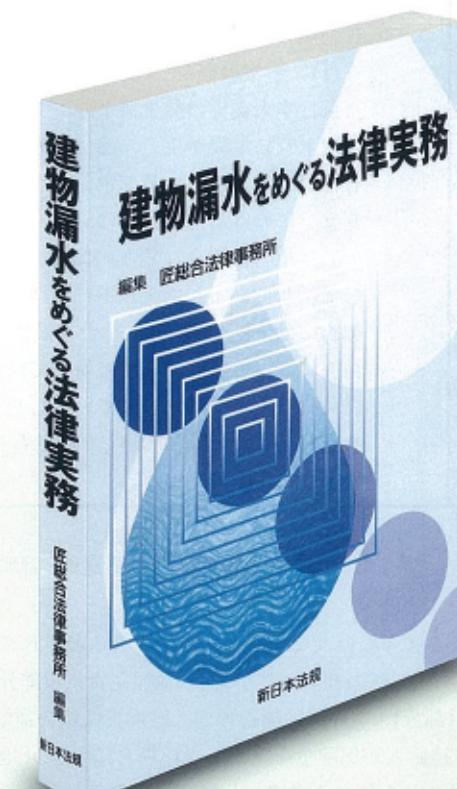
判例年次索引

● 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

スピーディな紛争解決のために!

建物漏水をめぐる法律実務

編集 匠総合法律事務所



◆漏水や雨漏りをめぐる様々な紛争事例を、裁判例をベースにわかりやすく解説しています。

◆第1章～第4章で「所有者」「請負人」「売主」「賃貸人」などの法的責任を解説した上で、第5章では「損害賠償の範囲」についても取り上げています。

◆住宅・建築・設計・不動産等の法律問題を専門的に扱う法律事務所の所属弁護士が、豊富な実務経験を踏まえて執筆しています。

A5判・総頁342頁

本体価格3,700円+税 送料実費

電子書籍版も発売!!

本

webショップからお申し込みいただけます。
新日本法規 Web で検索
<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/>

電子書籍版

〔電子書籍版〕
本体価格 3,000円+税



0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



ケース6 地震によって漏水が生じた場合の損害保険の適用

Q 震度5強の地震が発生し、私の所有するマンションA号室の電気温水器の排水管に亀裂が生じ、漏れ出した水が階下のB号室にまで及ぶ漏水事故が発生してしまい、B号室の所有者から漏水事故の補修に要した費用等を請求されています。保険契約には、個人賠償責任総合補償特約が付されていますが、保険契約の約款には、地震によって生じた損害に対しては保険金を支払わない旨の条項（地震免責条項）が設けられています。私は、保険会社に対して、B号室の所有者から請求されている漏水事故の補修に要した費用を請求できるでしょうか。

（参考裁判例：東京高判平24・3・19判時2147・118）

A 地震免責条項において、単に「地震」とのみ規定されている場合には、強度、規模等により「地雷」を限定的に解釈することは難しいので、地震用により、保険会社に対する請求は認められないと。

解説

1 本ケースの問題点

本ケースの保険契約の地震免責条項に関し、文言どおり地震に限定がない以上、震度5強程度の地震であつて、該当する条項にいう「地震」に該当することになります。一方で

40 第1章 建物及び設備所有者・占有者・管理者

いて強度や規模によって限定的な解釈をした場合に、地震では、地震免責条項にいう「地震」には該当しない性もあります。

そこで、本ケースでは、本ケースの保険契約の地震「地震」の定義が問題となります。

2 東京高裁平成24年3月19日判決

この点について、参考となる裁判例として、東京高裁平成24年3月19日判決（判時2147・118）が挙げられます。

（1）事案の概要

東日本大震災の発生により、マンション6階居室（1の配水管に亀裂が生じ、漏れ出した水が階下の居室有権者：X）にまで及ぶ水漏れ事故が発生しました（マンションにおける最大震度は5強です。）。

Y₁は損害保険会社Y₂との間で、建物（居室）を目的を締結していました（以下「本件保険契約」といいます）。契約には、個人賠償責任総合補償特約が付されており、地震によって生じた損害に対しては保険金を支払わない（地震免責条項）が設けられていました。なお、この条項を支払わない場合につき、「地震もしくは噴火または津波」と規定しています。

第1章 建物及び設備所有者・占有者・管理者の責任

難となるような巨大な地震に限定されるとされましたが、（3）裁判所の判断（控訴審）（地震免責条項部分）

【判示部分】「本件保険契約の個人賠償責任総合補償特約は、控訴人が保険金を支払わない場合につき、「地震もしくはこれらによる津波」と規定しており、免責の対象意義ないし範囲等につき何ら限定を付していない。

また、地震は、我が国を含む地球上で頻繁に起こる地殻又はマントル内に自然に起こる急激な変動及びこれを伝える地殻の弾性波により地面が動搖する現象。広辞苑であり、社会通念上「地震」の語の意義は明確であるが、その原因となった現象が地震であるかどうかにつき紛れないと考えられる。

したがって、上記約款の文言上、「地震」の語をそのままに解釈することはできず、地震と相当する損害であれば地震免責条項の対象になると解する。

3 まとめ

上記の裁判例では、第1審と控訴審で、「地震」の解釈すなわち、第1審においては、免責対象となる地震を限定

◆設計者・監理者の責任

Q 設計し、又は工事を監修した場合に、設計者・監理者の責任の内容・期間、法的性質等についてください。

A 設計者は、設計図書の原因が存することを業務を怠ったことによると建築主に対する債務不履行責任（法的性質の考え方により、設計者可能性があります）。

また、漏水による被害の内容・等、直接の契約関係にない第三者の可能性があります。

解説

1 概説

設計者・監理者の責任についての業務委託契約（以下「設計の相手方である建築主に対する（瑕疵担保責任）と、契約に基づきます）。

第2章 請負人・設計者・監理

品確法94条、95条参照）から、いずれの責任のように設計し監理すべきことは、設計者・監理者ができます。ただし、設計契約の法的性質を除き、設計者・監理者の責任は過失を要件とする漏の発生について善管注意義務を尽くした責任を負いません。

また、漏水が生じた建物を実際に施工したのなら、設計者・監理者が責任を負うのは、自らの手で漏水が生じたという関係があること、すなわち

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

ただし、設計者が負うのは、あくまで設計図書等に関する瑕疵担保責任であり、建築工事請負の目的物である建物を修補する義務は負いません。また、建物修補に関する損害賠償義務についても、直ちに建築工事請負人と同一の責任を負うとはいえません。

（4）損害の範囲

ア 設計契約を準委任契約と解する場合
漏水発覚時には既に設計業務は終了していますので、設計者は、設計図書等に善管注意義務違反が存したことと相当因果関係を有する範囲の損害につき、賠償義務を負います。
施工瑕疵については、前述のとおり、修補義務は負いませんが、その施工瑕疵が設計瑕疵より生じたものである場合、相当因果関係が認められます。

188 第3章 売主・仲介業者の責任

ケース29 原因が不明な漏水

Q 仲介業者を介して、マンションを買い受けたのですが、実は漏水が生じていたため、大規模修繕を行わなければならぬ可能性があり、このことを売主と仲介業者が認識していたにもかかわらず、過去に雨漏りや水漏れがあったがいずれも修理済みであり、大規模修繕の予定はない旨の虚偽の説明を受けました。しかし、現在、漏水の原因が特定できない状況にあります。この場合、売主と仲介業者に責任はないのでしょうか。

（参考裁判例：東京地判平19・5・29（平17（ワ）15525））

A 漏水の原因が特定できることにより、売買契約締結当时、建物に漏水を生じさせるおそれのある瑕疵が存在していたと認めることができない場合には、瑕疵担保責任を追及することはできません。もっとも、調査義務や説明義務が果たされていなかったとして、不法行為責任等を追及することができる可能性があります。

解説

